

# 沖縄人材カレッジ初任者研修学則

- 1 事業者の名称及び所在地  
沖縄人材カレッジ  
沖縄県那覇市曙 2-10-25
- 2 研修の名称及び形式  
介護職員初任者研修（ 通学 ・ 通信 ）
- 3 事業者が用いる研修の名称  
介護職員初任者研修
- 4 研修責任者名  
長 三千代
- 5 研修の目的  
介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、専門的な知識及び技術を習得するための研修とすることを目的とする
- 6 受講資格及び定員
  - ・ 資格 介護に従事することを希望する者
  - ・ 定員 20 名
- 7 研修参加費用
  - ・ 受講料 受講料 116,700 円
  - ・ テキスト代 6,300 円
  - ・ その他必要な経費
    - 訓練生傷害保険料任意 2,630 円
    - 駐車場（1 ヶ月）任意 4,000 円
    - 介護実習先への交通費実費 1,000 円程度
- 8 使用教材（テキスト）※副教材を含む
  - ・ 教材 介護職員初任者研修 テキスト 1,2,3 （日本医療企画）
  - ・ 補助教材 確認レポート問題
- 9 研修カリキュラム

- 10 研修会場一覧
- 11 科目ごとの担当講師名一覧
- 12 見学及び実習施設一覧※実習を行う場合のみ
- 13 受講者募集手続
  - ・当校規定の申込用紙に必要事項に記入し申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了
- 14 科目の一部の免除の取扱いとその手続
- 15 通信学習の実施方法
  - ①学習方法  
講義の内容の理解を深めるため、スクーリングまでには確認レポートを提出して合格しておくことが望ましい。
  - ②添削指導及び面接指導の実施方法  
レポートの添削は担当講師が行うものとし、面接指導は受講者全員を対象として行うものとする。
  - ③評価方法  
成績表を各提出日の次の講義時に教室にて返却する。  
合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下の場合合格点に到達するまで再提出させる。
  - ④通信の方法によって行う地域  
沖縄県内
- 16 研修修了者の認定方法（修了評価の実施方法等）
  - ①カリキュラムにおいて、全ての添削課題の合格ラインの到達、スクーリング全日程の出席、修了試験（5肢択一方式・記述式）の合格及び受講料等が完納されている者を修了者と認める。  
合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下
  - ②講義については、全科目終了後に筆記試験を行い評価する。
- 17 研修欠席者の取扱い※遅刻者及び早退者の取扱いを含む。  
研修開始前に出席確認表の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠

席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、遅刻・早退者は欠席とする。

18 補講の取扱い（実施方法及び費用の有無等）

やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、当校の他コースでの補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。（振替受講料は無料とする）

19 受講の取消し

次に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことが出来る。

①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないものと認められる者。

②学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者。

③他の受講生の学習を著しく妨げる者。

④自力で演習内容を行うことができない者。

⑤その他、事業者が不相当とみなした者。

受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

20 修了証明書の交付

修了を認定された者は、介護保険法施行令第3条第1項に定める修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。また、修了証明書の紛失や氏名の変更等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

21 研修修了者の名簿の管理

修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。また、修了者名簿情報については永年管理する。

22 受講者の個人情報の取扱い

当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。（当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。）

23 研修の実施担当部署

沖縄人材カレッジ

電話番号 098-943-4161

## 24 その他研修実施に係る留意事項

- ①研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し苦情及び自己が生じた場合には迅速に対応する。
- ②著作権について、本講座で使用する教材・添削問題の問題・解答解説等の著作権に対し次のとおり禁止する。
  - ・著作権の複製・転載・インターネットにより公衆送信販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
  - ・方法・理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

# 沖縄人材カレッジ

## 居宅介護職員初任者研修学則

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社 沖縄タイム・エージェント  
沖縄県那覇市曙 2-10-25
2. 代表者職氏名  
代表取締役 長 三千代
3. 資本金 550 万円
4. 研修事業（講義・演習）を実施する事業所の所在地  
沖縄県那覇市曙 2-10-25 沖縄人材カレッジ
5. 問い合わせ  
研修の実施担当部署  
沖縄人材カレッジ  
電話番号 098-943-4161
6. 開講の目的  
障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）」に定める研修等を実施し、必要な知識及び技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。
7. 研修の名称及び講義の方法  
居宅介護職員初任者研修（通信）
8. 使用テキスト  
・教材 介護職員初任者研修テキスト（一般財団法人長寿社会開発センター）

## 9. 受講資格及び定員

- ・資格 居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の習得を希望する者
- ・定員 20名

## 10. 受講申込方法

### (1) 募集時期

研修実施のおおむね1か月前より受講者の募集を行い、申込書の提出により受付を受理し、受講料の納入により決定する。募集は定員になり次第、締め切るものとする。

### (2) 受講料納入方法

申し込み受理後、10日以内に郵便振替又は銀行口座へ振込して支払うものとする。ただし、特別な事由が認められる場合には現金による納入も認める。一回払い又は3回の分割払いとする。

### (3) 本人確認

受講者は申込時又は研修初日までに、本人確認書類（運転免許証等の公的証明書）の原本を提示するとともに、その写しを提出することにより本人確認を行う。

## 11. 研修受講料

- ・受講料 130,000円（テキスト、税込）

## 12. 損害賠償規程

講義中及び演習中の事故に対し、当校に過失がある場合に限り、一人当たり3千万円の支払いを限度として損害賠償する。ただし、受講生の過失によるものは除く。

## 13. 研修カリキュラム及び講師

別紙のとおり

## 14. 科目の一部免除の取扱いとその手続き

科目の一部免除なし

## 15. 通信学習の実施方法

### (1) 学習方法

講義の内容の理解を深めるため、スクーリングまでには確認レポート

- を提出して合格しておくことが望ましい。
- (2) 添削指導及び面接指導の実施方法  
レポートの添削は担当講師が行うものとし、面接指導は受講者全員を対象として行うものとする。
- (3) 評価方法  
成績表を各提出日の次の講義時に教室にて返却する。  
合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下の場合は合格点に到達するまで再提出させる。
- (4) 通信の方法によって行う地域  
沖縄県内
16. 研修修了者の認定方法（修了評価の実施方法等）  
研修カリキュラムにおいて、すべての添削課題の合格ラインの到達、スクーリング全日程の出席、修了試験（5 肢択一方式・記述式）の合格及び受講料等が完納されている者を修了者と認める。  
合格＝70 点以上 不合格＝69 点以下
17. 研修欠席者の取扱い※遅刻者及び早退者の取扱いを含む。  
研修開始前に出席確認表の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、遅刻・早退者は欠席とする。
18. 補講の取扱い（実施方法及び費用の有無等）  
やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、当校の他コースでの補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。（振替受講料は 20 時間までは無料とする。20 時間を超える場合には、1 時間あたり 1,000 円の補講料とする。）
19. 受講の取消し  
次に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。
- ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
  - ② 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者。
  - ③ 他の受講生の学習を著しく妨げる者。
  - ④ 自力で演習内容を行うことができない者。
  - ⑤ その他、事業者が不相当とみなした者。

受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

20. 修了証明書の交付

修了を認定された者は、平成 18 年厚生労働省告示第 538 号に定める修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。また、修了証明書の紛失や氏名の変更等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

21. 受講期間

居宅介護職員初任者研修課程については、原則として 8 ヶ月以内に終了することとする。ただし、やむを得ない場合は 1 年 6 ヶ月以内とする。

22. 沖縄県への報告

研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。また研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

23. 研修修了者の名簿の管理

修了者名簿情報については永年管理する。

24. 受講者の個人情報の取扱い

当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。（当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。）

25. その他研修実施に係る留意事項

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 著作権について、本講座で使用する教材・添削問題の問題・解答解説等の著作権に対し次のとおり禁止する。
  - ・著作権の複製・転載・インターネットにより公衆送信販売・頒布・壊渡・貸与・変更等を行うこと。
  - ・方法・理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。



## 沖縄人材カレッジ 介護福祉士実務者研修学則（通信）

（目的）

第 1 条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、高齢者社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第 2 条 沖縄人材カレッジ

（位置）

第 3 条 当校は、沖縄県那覇市曙 2-10-25 に置く。  
※スクーリング会場は別表 3 の通りとする。

（修業年限）

第 4 条 当校は 修業年限は、別表 4 の通りとする。

（受講生定員）

第 5 条 1 コースの定員は 20 名（1 学級）とする。

（養成課程）

第 6 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表 1 とする。

（履修方法）

第 7 条 当校の実務者研修カリキュラムに沿った内容・時間で履修することとする。

（休業日）

第 8 条 次に挙げる日には授業は行わない。

1.天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当校が認める日。

（入所時期）

第 9 条 入学の時期は、各コースの開講日とする。

(研修受講対象者)

第 10 条

- ① 介護福祉士国家資格の資格取得希望者（介護職員初任者研修、ヘルパー 2 級等所持者は一部研修が免除）
- ② 無資格・未経験者も受講可能

(受講者の選考)

第 11 条

当校へ入所を希望する者は、当校が定める面接を実施する。合否判定の基準については、本講座を受講しようという意志があるかを確認したうえで受講可能とする。

(受講手続)

第 12 条

所定の申込用紙に記入の上、窓口又は FAX にて受け付ける。受講料は窓口にて全額又は分割にて現金で支払う。(分割は 2 回まで)

(受講料)

第 13 条

基礎研修修了者	35,000 円
ヘルパー1 級	70,000 円
ヘルパー2 級	125,000 円
初任者研修	125,000 円
無資格	150,000 円

(教職員の組織)

第 14 条 当校に次の教職員を置く。

主任教員、専任教員、介護過程Ⅲを担当する教員、医療的ケアを担当する教員、その他必要な教職員。

(科目免除)

第 15 条 科目の免除

別表 2 のとおりとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

## 第 16 条 研修修了の認定方法

修了の認定は、第 6 条に定めるカリキュラムを全て履修し、通信講座による科目は通信学習、課題レポート提出、介護過程Ⅲはスクーリング学習、医療的ケアは演習を行う。

課題レポートは 70 点以上を合格とし、69 点以下は合格点に達するまで再提出させる。

スクーリング学習・演習は修了テストを行い、70 点以上を合格、69 点以下は合格点に達するまで再テストを行う。

(研修欠席者の取扱い)

## 第 17 条

※遅刻者及び早退者の取扱いを含む

研修開始前に出席確認表の提示により出欠の確認とする。(講義終了後には講師又は事務局の印鑑を押して返却)

やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、遅刻・早退者は欠席とする。

(補講の取扱い)

## 第 18 条

欠席は認めないが、やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、開講日が違うコースの同科目に振替る事により当該科目に出席したものとみなす。(振替受講料は無料とする。)

(受講の取消し)

## 第 19 条

次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことが出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないものと認められる者。
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者。
- (3) 他の受講生の学習を著しく妨げるもの。
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者。
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者。

受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(休学)

第 20 条

- ・受講生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上修学することができない場合は、当校の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- ・休学期間は、引き続き 6 ヶ月を超えることができない。
- ・休学期間は、通算して 1 年を超えることができない。
- ・休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 21 条 休学していた受講生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を提出し、当校の許可を得なければならない。

(退学)

第 22 条 受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、許可を受けなければならない。

(卒業)

第 23 条 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(修了証明書の交付)

第 24 条 修了証明書の交付

修了を認定された者は、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。また、修了証明書の紛失や氏名の変更等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付する。

(研修修了者の名簿の管理)

第 25 条 研修修了者の名簿の管理

修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。また、修了者名簿情報については永年管理する。

(受講者の個人情報の取扱い)

#### 第 26 条 受講者の個人情報の取扱い

当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(賞罰)

#### 第 27 条 賞罰

1、受講生が学則並びに沖縄人材カレッジの定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。

2、懲戒は指導、警告、勧告及び退学とする。

(判断基準)

- ・ 欠席、遅刻及び早退が著しく多い場合や技能及びこれに関する知識の習得状況が芳しくない場合等、修了が見込まれないとき。
- ・ 施設の秩序や受講環境を著しく乱したとき、または乱すおそれがあるとき
- ・ 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講生として相応しくないときその他、受講継続が困難であるとき

(その他研修実施に係る留意事項)

#### 第 28 条 その他研修実施に係る留意事項

1、研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて、苦情及び自己が生じた場合には迅速に対応する。

沖縄人材カレッジ事務局 電話 098-943-4161

2、著作権について、本講座で使用する教材・質疑回答・添削問題の問題・解答解説等の著作権に対し次のとおり禁止する。

- ・ 著作権の複製・転載・インターネットによる公衆送信販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
- ・ 方法・理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

(附則)

この学則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日改定。

平成 28 年 6 月 1 日改定。

## 別表 1

## 沖縄人材カレッジ 実務者研修カリキュラム

教育科目	時間数	面接・演習授業
人間の尊厳と自立	5	
社会の理解 I	5	
社会の理解 II	30	
介護の基本 I	10	
介護の基本 II	20	
コミュニケーション技術	20	
生活支援技術 I	20	
生活支援技術 II	30	
介護過程 I	20	
介護過程 II	25	
介護過程 III (スクーリング)	45	○
発達と老化の理解 I	10	
発達と老化の理解 II	20	
認知症の理解 I	10	
認知症の理解 II	20	
障害の理解 I	10	
障害の理解 II	20	
こころとからだのしくみ I	20	
こころとからだのしくみ II	60	
医療的ケア	50	
医療的ケア演習	7.5	○

別表 2

教育内容	実務者研修 時間数	介護職員 初任者研 修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 II	30		○			○	
介護の基本 I	10	○	○	○		○	
介護の基本 II	20		○	○		○	
コミュニケーション技 術	20		○			○	
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術 II	30	○	○	○		○	
介護過程 I	20	○	○	○		○	
介護過程 II	25		○			○	
介護過程 III (スクーリング)	45					○	
発達と老化の理解 I	10		○			○	
発達と老化の理解 II	20		○			○	
認知症の理解 I	10	○	○			○	認知症実 践者研修
認知症の理解 II	20		○			○	認知症実 践者研修
障害の理解 I	10	○	○			○	
障害の理解 II	20		○			○	
こころとからだのしく み I	20	○	○	○		○	
こころとからだのしく み II	60		○			○	
医療的ケア	50						喀痰吸引 等研修
医療的ケア演習	7.5						喀痰吸引 等研修

### 別表 3

#### 面接会場

沖縄人材カレッジ教室	沖縄県那覇市曙 2-10-25
天久ヒルトップ教室	沖縄県那覇市天久 1 1 2 6 番 天久ヒルトップ 1F

### 別添 4

#### 他研修等修了者の修業年限

修了した研修等	必要な実務者研修受講時間数	介護過程Ⅲ	修業年限
介護職員基礎研修	50 時間＋ 医療的ケア演習	免除	1 ヶ月以上
訪問介護員養成研修 1 級	95 時間＋ 医療的ケア演習	有	1 ヶ月以上
介護職員初任者研修 訪問介護員養成研修 2 級	320 時間＋ 医療的ケア演習	有	3 ヶ月以上
訪問介護員養成研修 3 級	420 時間＋ 医療的ケア	有	4 ヶ月以上
喀痰吸引等研修	400 時間	有	4 か月以上
認知症実践者研修	420 時間＋ 医療的ケア演習	有	4 ヶ月以上
無資格者	450 時間＋ 医療的ケア演習	有	6 ヶ月以上